⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
㉒　橋梁補修工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事）

Ⅱ　港湾・空港工事
㉓　空港等土木工事（土木一式工事）
㉔　港湾土木工事（土木一式工事）
㉕　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
㉖　空港等舗装工事（舗装工事）
㉗　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

Ⅲ　農林工事
㉘　農林土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事、解体工事）
㉙　農林建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、解体工事）

〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

2　業種区分

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるものとする。

①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

3　申請の時期及び場所

下記に定める提出場所において、持参、郵送又は電子メールにより、随時、申請を受け付ける。

提出場所

建設工事

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係（電話098―866―0031（内線2541）
メールアドレス
okisou-sikaku-kouji.n3a@ogb.cao.go.jp）

測量・建設コンサルタント等業務

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　沖縄総合事務局総務部会計課管理係（電話098―866―0031（内線81324）
メールアドレス
okisou-sikaku-consul.d3a@ogb.cao.go.jp）

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、６に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、申請を受け付けるものとする。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008749

②　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008739

⑵　申請書の提出方法　申請者は、持参、郵送又は電子メールにより申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

（建設工事に係る申請書の添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書等
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和４年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑧　申請者が、⑦に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき及び⑦に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑨　申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（沖縄総合事務局競争参加者資格審査数値算定方針（平成元年２月１日総会計第225号）第７条第１項第７号に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］

㈠　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出するものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又はその写しを提出するものとする。

㈡　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数